

海区漁業調整委員候補者の評価方針

(趣旨)

第1条 この方針は、沖縄海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条により設置された沖縄海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、沖縄海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「候補者」という。）を評価するために、必要な事項を定めるものとする。

(評価基準)

第2条 評価委員会は、要綱第4条により提出された様式1から3号及び添付資料の内容から、別表に定める基準により評価を行う。

(留意事項)

第3条 評価委員会は、前条の評価に加え、次に掲げる事項に留意の上、候補者の順位付けを行う。

- (1) 漁業者・漁業従事者の候補者については、漁業種類、地域に著しい偏りが生じないこと。
- (2) 候補者全体の構成にあたっては、年齢、性別に著しい偏りが生じないこと。
- (3) その他評価委員会で定めること。

(評価の公表)

第4条 評価委員会での評価内容は、原則非公開とする。

附 則

この方針は、令和2年8月11日から施行する。

別表（第2条関係）

【漁業者委員】

評価項目	判断基準
1. 漁業に対する知識	海区内漁業の実態、漁業制度等についての理解度
2. 地域から信頼度	地域における指導的立場となることに期待が出来るか
3. 地域への貢献度	地域における活動等
4. 応募の動機・熱意	海区内の漁業の発展や将来目指すべきビジョンがあるか

【学識委員】

評価項目	判断基準
1. 漁業に対する知識	海区内漁業の実態、漁業制度等についての理解度
2. 地域から信頼度	地域における指導的立場となることに期待が出来るか
3. 専門分野での貢献	専門とする分野での顕著な実績等
4. 応募の動機・熱意	海区内の漁業の発展や将来目指すべきビジョンがあるか

【中立委員】

評価項目	判断基準
1. 専門とする分野	専門とする分野での高度な専門性
2. 地域から信頼度	地域における指導的立場となることに期待が出来るか
3. 専門分野での貢献	専門とする分野での顕著な実績等
4. 応募の動機・熱意	海区内の漁業の発展や将来目指すべきビジョンがあるか